

成蹊大学理工学部外国留学規則の運用に関する細則

制 定 平成2年4月1日
工 学 部 教 授 会
最新改正 2023年11月15日
理 工 学 部 教 授 会

- 1 理工学部（以下「本学部」という。）における外国留学（以下「留学」という。）に関する事項は、成蹊大学外国留学規則（以下「規則」という。）に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。
- 2 留学許可に必要な修得単位（修得見込みを含む。）は、特に定めない。
- 3 規則第3条に規定する高等教育機関の認定は、教授会で行う。
- 4 規則第5条に規定する出願に係る書類の提出は、指導教授及び学科主任（総務担当）の承認を得て、学部長に提出しなければならない。
- 5 規則第11条第2項に規定する継続履修願の提出は、学科主任（教務担当）の承認を得て、学部長に提出しなければならない。
- 6 修得した授業科目の単位は、当該学生からの単位認定願に基づき、留学先の授業時間数、講義内容等を考慮して、次に掲げるところにより認定する。この場合において、認定に当たっては、学科主任（教務担当）を経て、教授会の承認を得なければならない。
 - (1) 修得した単位は、本学部の授業科目及び単位に読み替えて認定することができる。
 - (2) 複数の授業科目及び単位を合算して、本学部の授業科目及び単位に認定することができる。
 - (3) 読替えが不可能な授業科目については、認定しない。
- 7 単位を認定した授業科目の成績評価は、「T」とする。この場合において、留学先で修得した授業科目、単位数及び成績評価については、成績原簿及び成績証明書には記載しない。
- 8 第5項により留学前に願い出た授業科目の継続履修は、帰国後、前項の単位認定を勘案し、学科主任（教務担当）の承認を得て、学部長が許可する。
- 9 前項によるもののほか、外国の大学との学年暦の差異によって生ずる留学を終了した学生の履修手続上の取扱いは、本学部履修要項に従い行うものとし、留学単位認定後速やかに履修登録をしなければならない。
- 10 この細則の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則（略）